

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和5年 月 日〕
閣議決定案

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）及び2の2）中「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下に「（デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を加える。

4の5）①の題名を次のように改める。

① まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））

4の5）⑭ハを削り、同⑮イ中「第17条の57第1項」を「第17条の56第1項」に改め、同⑮ロ中「第17条の58第1項及び第2項」を「第17条の57第1項及び第2項」に改め、同⑮ハ中「第17条の59」を「第17条の58」に改め、同⑯中「第17条の60」を「第17条の59」に改め、同⑰中「第17条の61」を「第17条の60」に改め、同⑱中「第17条の62」を「第17条の61」に改め、同⑲中「第17条の63」を「第17条の62」に改める。

別表を別紙のように改める。

附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表の改正規定（まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）の項及び既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例の項に係る部分を除く。） 令和5年3月31日
- 二 4の5）⑭ハを削る改正規定、同⑮から⑲までの改正規定及び別表の改正規定（既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例の項に係る部分に限る。） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日

別紙

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※1）地域再生計画と連動する方法欄について、「支援要件」は地域再生計画の認定を受けることが支援の要件となる施策、「特別支援」は地域再生計画の認定を受けた場合に採択要件の緩和や補助率のかさ上げなどの特別な支援が受けられる施策、「優先採択」は地域再生計画の認定を受けた場合に優先採択や加算措置などの重点的な支援が受けられる施策、「その他」はその他の方法により連動する施策。
 （※2）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。
 （※3）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針3の3）特定政策課題の具体的なテーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「6次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法				プログラム分類							特定政策課題のテーマ分類					
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、予算の範囲内で、交付金を交付する。）		内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例）	認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実を図る。	内閣府	◎				◎	◎	◎	◎				◎		◎	◎	◎	
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省	◎									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	地方において本社機能の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省	◎				◎			◎									
地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。（※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付する措置の内容について記載する必要がある。）	内閣府 国土交通省	◎				◎	◎	◎	◎		◎							
商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省	◎				◎			◎									
地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置	市町村が、認定地域再生計画に記載された①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎				◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	
自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物流の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。	国土交通省	◎						◎						◎				

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と連動する方法										プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	海外地域再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー			
生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要なとなる介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省	◎					◎	◎									◎	◎			
地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって建築物の建築等を許可することが可能となる等の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省 国土交通省	◎					◎	◎										◎			
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、公表したときは、都道府県知事等が農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をする措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省	◎					◎	◎										◎			
地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例	農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省	◎																◎ ◎			
株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例	認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。	内閣府	◎						◎	◎								◎ ◎	◎			
構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなること、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は地域経済牽引事業促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省	◎															◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎			
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁	◎															◎ ◎ ◎ ◎				
地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たっては、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府																◎ ◎ ◎ ◎				
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省		◎														◎				
ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が（財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省						◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎				
過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援する過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省							◎		◎	◎						◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎				

施策名	施策概要	府省庁名	地域再生計画と運動する方法										プログラム分類					特定政策課題のテーマ分類				
			支援要件	特別支援	優先採択	その他	雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	移住地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー			
中小企業活性化協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業活性化協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁	○																			
地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	地域の諸課題(社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など)の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。	国土交通省			○							○					○	○				
地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省			○								○			○	○	○				
住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)	居住者の高齢化等により多様な世帯の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備等に対して支援する。	国土交通省		○				○	○		○						○					
生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省		○				○	○		○	○		○		○						
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場(共通プラットフォーム)を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省			○											○	○	○	○	○		
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地域に根ざした再エネ導入のため、地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。	環境省			○								○							○		